選管告示

(定期)

目

次

画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十二年八月十七日

山口県知事

井

関 成 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、

周南都市計

(二七三) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

平成 22 年 8月17日 (火曜日)

自然公園 長門峡県立

道事業 中国自然步

山口市徳地野谷 ( 愛鳥林)

公衆便所 二〇平方メートル

## 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 山口県立自然公園条例第六条第一項の規定による公園事業の決定 (自然保護課)... 参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨...

## 山口県告示第二百九十六号

Щ

П

教習指導員審査の実施.

六

Ξ

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画道路三・二・三〇二徳山停車場線

開催の場所

周南市岐山通一丁目四

周南市市民館 ( 労働会館)

平成二十二年九月六日 (月曜日) 午後七時

開催の日時

公安委告示

より、長門峡県立自然公園に関する公園事業の一部を決定した。 山口県立自然公園条例 (昭和三十五年山口県条例第二十五号) 第六条第一項の規定に

その概要は、次のとおりである。

及び山口市徳地総合支所に備え置いて縦覧に供する。 事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課 山口県山口農林事務所

平成二十二年八月十七日

山口県知事 \_ 井 関 成

公 袁 名 事 業 名 位 置 規 模

> 兀 公述の申出の手続 次のとおりとする。

変更する周南都市計画道路三・三・三〇四海岸通線

次のとおりとする。

日) までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下 口県土木建築部都市計画課に提出してください。 「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三—八五〇一)山 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十二年八月三十日 (月曜

なお、郵送の場合は、平成二十二年八月三十日までの消印のあるものに限りま

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 □及び□に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した 必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

その他者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

山口市滝町一番一号関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

周南市毛利町二丁目三八山口県土木建築部都市計画課

?南市岐山通一丁目一周南土木建築事務所

周南市都市建設部都市政策課周南市岐山通一丁目一

縦覧に供します。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の二の関係図書の縦覧場所において

## 山口県選挙管理委員会告示第六十三号

平成二十二年八月十七日ある。東京には、次のとおりで東日がのが、東京に出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりで東氏出十二年七月十一日執行の参議院山口県選出議員選挙において、各候補者の出納

山口県選挙管理委員会委員長

上符正顕

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院山口県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

39,474,500円

#### 3 報告書の要旨

候補者氏名	木佐木 大 助	所属党派	日本	共産党		期間	平成22年7月12日から
出納責任者氏名	吉 田 貞 好					財 旧	第1回分同月20日まで
収入			支	出			
主たる寄附			人	件	費		1,200,000
(氏 名) (団 体 名)	(職業)	(寄附額)	家	屋	費		50,000
(四 14 右)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		学事務 学事務			50,000
日本共産党山口県委員	会	1,971,240		合会場			0
鴨崎 康子	政党職員	170,000	通	信	費		30,000
佐藤 文明	政党職員	170,000	交	通	費		0
下司  寬	政党職員	170,000	印	刷	費		
野村 英昭	政党職員	170,000	- 1				1,104,740
藤本 博一	政党職員	170,000	広	告	費		148,500
吉田 和子	団体職員	150,000	文	具	費		0
吉田 貞好	政党職員	170,000	食	糧	費		96,000
その他の寄附 0件		0	休	泊	費		512,000
その他の収入		0	雑		費		0
今 回 計		3,141,240	今		計		3,141,240
前回計		_	前	回	計		_
総計		3,141,240	総		計		3,141,240

	項	目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成			0円
	ビラの作成			0円
古山のふたい弗色 17 切り	ポスターの作成			0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類	質の作成		0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円
	計			0円

報告書受理年月日 平成22年7月26日 第1回報告分

候補者氏名	岸	信	夫	候補者 届出政党	自由日	民主党	Ź	│   平成 - 期 間		平成22年3月19日か	\ら 第1回分
出納責任者氏名	竹田	В	カ					*/1	ΙĐJ	同年7月21日まで	お「四刀
収入					支	出					
主たる寄附											, 100 000 F
(氏 名)		(職業	)	(寄附額)	人家	件 屋	費				1,190,000 2,374,700
(団体名)		(14024	. /	P	3.	座 挙事務					1,844,440
自由民主党山口県参議院	選挙区	第三支	部	10,000,000	1	子子37 合会場					530,260
					通	信	^ 費				282,419
					交	通	費				101,248
					ED	刷	費				3,094,148
					広	告	費				1,893,100
					文	具	費				373,102
					食	糧	費				260,801
その他の寄附 0件				0	休	泊	費				342,946
その他の収入				0	杂隹		費				518,424
今 回 計				10,000,000	今	回	計				10,430,888
前回計				_	前	回	計				_
総計				10,000,000	総		計				10,430,888
			項					目		金	額
		選挙運動用通常葉書の作成							311,100円		
		ビラの作成						888,100円			
ナルのミナハ悪名切ねり		ポスターの作成								1,394,948円	
支出のうち公費負担相当	選挙事務所の立札及び看板の類の作成								160,164円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成						202,192円				
	個人演説会の立札及び看板の類の作成							193,105円			
	計									3,149,609円	
報告書受理年月日 平成22年7月23日 第1回報告分							报告分 报告分				

候補者氏名 原	i 田	大二郎	候補者 届出政党	民	主 :	党	期	平	成22年 5 月24日か	\ら 第1回分
出納責任者氏名 蔣	村	和男					יו מא		年7月20日まで	<b>苏</b> (四万
収入				; 3	<u>₹</u> ±	1				
主たる寄附						· 費				1 501 620
(氏 名)	()	職業)	(寄附額)	人家	件屋	真				1,581,620 349,273
(団 14 名)	`	,	円 円		座 【学事系					344,273
原田大二郎と明日の日本を	創る会		3,515,804	- 1	 €合会場					5,000
				通	信	費				32,475
				交	通	費				178,555
				ED	刷	費				2,535,448
				広	告	費				1,291,721
				文	具	費				212,272
				食	糧	費				280,152
その他の寄附 0件			0	休	泊	費				428,425
その他の収入			5,000,000	雑		費				279,653
今 回 計			8,515,804	今	回	計				7,169,594
前回計			_	前		計				_
総計			8,515,804	総		計				7,169,594
		項					目		金	額
	選	挙運動用通	常葉書の作成							311,100円
	ビ	ビラの作成							829,400円	
ナルのミナハ毒会セセンダ	ポ	ポスターの作成							1,394,948円	
支出のうち公費負担相当額	選	選挙事務所の立札及び看板の類の作成							160,164円	
							202,192円			
	個.	個人演説会の立札及び看板の類の作成							193,105円	
				計						3,090,909円
報 告 書 受 理 年 月 日 平成22年7月26日 第 1 回報告分							分			



## 山口県公安委員会告示第四十八号

運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり 実施する。 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の三第四項第一号イの自動車の

平成二十二年八月十七日

Щ 県 公 安 委 員

会

#### 審査の種類

教習指導員審査 (大型)及び教習指導員審査 (中型)

## 審査の日時及び場所

報

九時から午後五時十五分まで 日時 平成二十二年九月二十一日 (火曜日)及び同月二十二日 (水曜日)の午前

# 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

十分から午後五時十五分まで 平成二十二年八月三十日 (月曜日) から同年九月三日 (金曜日) までの午前八時三

#### 兀 審査申請書の提出先

П

|口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

Щ

- 会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。) 教習指導員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員
- それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、 横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

## 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

#### 七 審査手数料

減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入 除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を 証紙には、 一万五千六百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免 消印をしないこと。

	審  在  細
_	教習指導員として必要な自動車の運転技能
=	技能教習に必要な教習の技能
Ξ	学科教習に必要な教習の技能
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識
五	自動車教習所に関する法令についての知識
六	教習指導員として必要な教育についての知識
備	に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二考
	に百五十円を減ずるものとする。円を、匹及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更円を、匹及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更

#### その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- ||九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話○八三−九七三

#### 審査の種類

教習指導員審查(普通)

## 審査の日時及び場所

- 九時から午後五時十五分まで 平成二十二年九月二十二日 (水曜日)及び同月二十四日 (金曜日)の午前
- 場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

### 兀 十分から午後五時十五分まで 審査申請書の提出先 平成二十二年八月三十日 (月曜日) から同年九月三日 (金曜日) までの午前八時三 審査申請書の受付期間及び時間

五 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 写真 ( 縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

される者であるときは、それぞれ一万二千百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じ には、消印をしないこと。 た額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙 一万二千百五十円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除

六 五 四 Ξ = 備 学科教習に必要な教習の技能 技能教習に必要な教習の技能 教習指導員として必要な自動車の運転技能 教習指導員として必要な教育についての知識 自動車教習所に関する法令についての知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 審 查 細 目 減 ず 壬 千二百五十円 千二百五十円 千三百五十円 る 一百五十円 千二百円 四千百円 額

> 細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。 ついての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

#### その他

審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

#### 審査の種類

及び教習指導員審査 (牽引) 教習指導員審查 ( 大特 ) 、教習指導員審查 ( 大自二 ) 、教習指導員審查 ( 普自二 )

二 審査の日時及び場所

平成二十二年九月二十七日 (月曜日) 及び同月二十八日 (火曜日) の午前

九時から午後五時十五分まで

審査申請書の受付期間及び時間 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

平成二十二年八月三十日 (月曜日) から同年九月三日 (金曜日) までの午前八時三

審査申請書の提出先 分から午後五時十五分まで

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 五 提出書類

Щ

П

教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審查手数料

者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当 九千五百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される 審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものと 目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千百円を、四及び五に掲げる

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細

平平 成成 |十二年八月十七日発行| 発発 行行 人所 山山

口口 知県 事庁

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を しないこと。

備	六	五	四	三	=	_	
考	教習指導員とし	自動車教習所に	教則の内容とな	学科教習に必要な教習の技能	技能教習に必要な教習の技能	教習指導員とし	審
	教習指導員として必要な教育についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	っている事項その	な教習の技能	な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	査
	いての知識	ての知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識			運転技能	細
			する知識				目
							減
							ず
	千百	千二百五十円	千二百五十円	千二百五十円	壬	千三百五十円	る
	千百五十円	五十円	五十円	五十円	千三百円	五十円	額

#### 八 その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

#### 審査の種類

(普通二種) 教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種)及び教習指導員審査

## 一審査の日時及び場所

- 日時 平成二十二年九月二十八日 (火曜日) 午前九時から午後五時十五分まで
- 場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年八月三十日 (月曜日) から同年九月三日 (金曜日) までの午前八時三

十分から午後五時十五分まで

## 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

#### 提出書類

- 教習指導員審査申請書 (規則別記様式第一号によること。)
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき
- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、 申請前六月以内に撮

### 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

#### 審查手数料

七

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

備	τ	=	_	
考	の知識旅客自動車運	技能教習に必要	教習指導員と-	審
		技能教習に必要な教習の技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	查
	の知識 が客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につい		単の運転技能	細
	する法令につい			目
				減
	=			ず
	一千七百五十円		四千	る
	五十円	二千円	四千八百円	額

# 員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ

れる者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導

- 審査申請書は、 山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三